

1 死者の個人情報の取扱いについて

御意見の要旨	市の考え方
<p>改正法では個人情報の定義が生存する個人となっているため、亡くなった人に関する情報の取り扱いについて知りたい。</p>	<p>改正条例（案）としての解釈ではありませんが、改正法では、「死者に関する情報のうち、生存する特定の個人に関する情報であって、当該生存する特定の個人を識別することができない情報は、当該生存する特定の個人を本人とする『個人情報』（法第2条第1項）に当たります」と解されています。</p>

2 個人情報の収集について

御意見の要旨	市の考え方
<p>「法により保有する個人情報の範囲や安全管理措置、本人の関与機会の確保がなされ、すでに個人情報保護が十分にされているので、条例で規定を設けることができない」、というのが国の考えである。 本人からの直接収集が原則で、集められていることや目的を本人が把握することができなくなってしまうことを懸念している。</p>	<p>改正法では、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができようように体系的に構成した「個人情報ファイル簿」の作成を義務付けています。なお、改正法では、「本人の数が1,000人未満の個人情報ファイル簿については、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とされていますが、本人の数や個人情報ファイル簿に含まれる保有個人情報の性質等を踏まえ個人情報ファイル簿を作成・公表することと特定の個人が識別される場合など、法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイル簿については、作成・公表を行うことは妨げられません」と解されています。 本市では、上記解釈を踏まえ、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイル簿についても作成し、特定の個人が識別される場合などを考慮し公表は控える一方、審議会報告事項とすることで、第三者点検の体制を確保する予定です。 なお、本市がどのような個人情報を保有しているかについては、改正法による開示請求等の手続により、個人の権利利益が保護されています。</p>

3 要配慮個人情報について

御意見の要旨	市の考え方
<p>センシティブ情報（思想・信条・社会身分や差別につながる恐れのある情報）は人権侵害になることもあるので、厳しい制限を課してきたと思うのだが、改正法では「要配慮個人情報」という言葉はあるが収集の原則禁止はない。これまで自治体が行ってきたプライバシーという人権を保護する規定が今後なくなってしまうのではないかと懸念している。</p>	<p>改正法第1条の目的には、「個人の権利利益を保護することを目的とする」と明記されており、本規定に基づき、要配慮個人情報を含め、個人情報の適正な取扱いに努めていきます。</p>

4 オンライン結合について

御意見の要旨	市の考え方
<p>オンライン結合の原則禁止は継続するのが知りたい。</p>	<p>改正法では、「オンライン結合制限」に関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、典型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めてはならないと解されています。条例において、「オンライン結合制限」の規定は設けませんが、本市が定める情報セキュリティポリシー等に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めていきます。</p>

5 情報公開・個人情報保護運営審議会について

御意見の要旨	市の考え方
<p>国の進めていく方向は、個人情報保護というより活用である。これまで、審議会で諮問してきた個人情報の取得（センシティブ情報の収集等）、利用・提供（目的外）、オンライン結合等について審議会に諮問することは認められないと国はしているが、審議会に諮問しない外部提供案件を事後報告（警察への情報提供等）、個人情報を扱う外部委託の報告、新たな個人情報を取り扱う事務を開始したのちの事務報告、運用状況の報告など、報告事項を多く設けて透明性の担保を図って欲しい。</p>	<p>情報公開・個人情報保護運営審議会は個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、市長の附属機関として、引き続き、設置します。御意見は、報告事項を検討する上での参考といたします。</p>
<p>また、例外的に個人情報を扱う場合のアセスメント（影響評価）、民主的な統合（行政機関の事務事業場、個人情報を例外的に取り扱う必要性が生じた場合に裁量的に拡大しないようチェックする役割）、審議会が個人情報の取り扱われ方の妥当性をチェックすることで一人一人が頑張らなくても一定の</p>	<p>例外的な個人情報の取扱いについては、国が設置する個人情報保護委員会にその解釈等について、必要な指導及び助言を求め、個人情報の適正な取扱いに努めていきます。</p>

<p>妥当性が維持されること、審議会に意見を聞くことが情報公開の機会になるなど審議会の行うことがあると思うがそれが担保されるのか。</p>	
---	--

6 個人情報ファイル簿について

御意見の要旨	市の考え方
<p>法改正で、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイル＝個人情報ファイル簿の作成、公表義務が対象外になる。国の執行機関ではほとんどが1,000人以上であるのに対し、自治体では1,000人以下のファイルはたくさんある。すると、公表がほぼなくなることを懸念している。1,000人以下での取り扱いも可となっているのか、また、事務手続き単位の登録簿を作り公表をしてほしい。</p>	<p>改正法では、「本人の数や個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の性質等を踏まえて個人情報ファイル簿を作成・公表することで特定の個人が識別される場合など、法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは妨げられません」と解されています。 本市では、上記解釈を踏まえ、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイル簿についても作成し、特定の個人が識別される場合などを考慮し公表は控える一方、審議会報告事項とすることで、第三者点検の体制を確保する予定です。</p>

7 匿名加工情報について

御意見の要旨	市の考え方
<p>匿名加工情報の提供募集義務は現時点では都道府県、政令市のみとなっており、市区町村は努力義務となっている。いずれは全自治体に求められるのではと懸念している。匿名化した個人情報をデータとしたその利活用については慎重になって欲しい。直接の住民サービスを提供している、今の情報を持っている自治体の匿名加工情報は事業者には魅力的であることから求められる可能性が高い。要配慮個人情報が含まれていても提供対象であったり、事業者の営利・非営利目的問わず利用が可能となっている。</p>	<p>改正法では、都道府県及び指定都市以外については、提案募集をすることができると規定されています。 本市は、必要性・課題の調査・検討及び導入まで相当の時間を要することから、行政機関等匿名加工情報の利用に関する規定は定めません。 なお、法が改正され、全ての地方公共団体に提案の募集が求められた場合には、条例を改正することとなります。</p>